

意匠制度の在り方（論点整理）

．意匠権の効力範囲の拡大

１．権利侵害行為への「譲渡等を目的とした所持」の追加

(1) 問題の所在

模倣品の取締に際しては、譲渡の事実を立証することが困難な場合が多いことから、個々の譲渡の場面のみを侵害行為として押さえるだけでは十分でなく、譲渡等を目的として所持する行為を侵害行為とする必要があるとの指摘がある。

(2) 検討の内容

意匠権の侵害行為として、「譲渡等を目的とした所持」を規定することについて検討を行った。小委員会においては、「譲渡等を目的とした所持」を実施行為として規定する場合には、間接侵害規定についても併せて検討すべきとの指摘があった。

(3) 対応の方向

「譲渡等を目的とした所持」は、譲渡等の予備行為であり、商標法と同様に、間接侵害（みなし侵害）行為として規定することが適当ではないかと考えられる。

（参考）意匠法における関連規定

第二条第三項 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

（意匠権の効力）

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。

（以下略）

（侵害とみなす行為）

第三十八条 業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。）若しくは輸入又は譲渡等の申し出（譲渡等のための展示を含む。）をする行為は、当該意匠権又は専用実施権を侵害したものとみなす。

(参考) 商標法における規定

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

- 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡又は引渡のために所持する行為

(参考) 諸外国における規定

諸外国においても、欧州を中心として、譲渡等を目的とする所持が権利侵害行為として規定されている。

(○：侵害になる ×：侵害にならない)

米	英	独	仏	中	韓
×	○	○	○	×	×

英国登録意匠法 第7条(1)(2)

- (1) 本法に基づく意匠登録は、登録所有者に当該意匠および有識利用者にそれと異なる全体的印象を与えない意匠を使用する独占権を与える。
- (2) 本法の上記(1)項および第7A条の目的に関しては、意匠の使用に対する言及は下記に対する言及を含む。
- (a) 当該意匠の組み込まれる製品または当該商標の適用される製品の製造、提供、販売、輸入、輸出または使用
- (b) これらの目的のためにかかる製品を貯蔵すること。

ドイツ意匠法 第38条(1)

- (1) 意匠は、その権利者に、その意匠を使用し、自己の承諾なくしてその意匠を使用することを第三者に禁じる排他的権利を与える。使用には、特に意匠が採用若しくは使用された製品の製造、販売、流通、輸入、輸出若しくは利用、又は上述した目的のためにこのような製品を所持することが含まれる。

フランス意匠法 L513-4条

意匠の所有者の同意を得ずに、意匠が組み込まれた製品を製造、提供、上市、輸入、輸出、使用又はそれらの目的のために貯蔵することは禁じられる。

2．権利侵害行為への「輸出」の追加

(1) 問題の所在

模倣品の流通・販売が組織化・国際化している状況において、模倣品の海外への流出は容易に我が国へ環流し得る状況になっており、模倣品の国境を越えた循環を未然に防ぐことが重要になっている。このため、我が国としても、各国が模倣品・海賊版の輸出及び通過を規制すること等を内容とする「模倣品・海賊版拡散防止条約」の実現を目指しているところであり（知的財産推進計画2005）、本年7月に行われたG8グリーンイーグルス・サミットにおいて、小泉総理が「知的財産権侵害の拡散防止に向けた国際的な約束をまとめていくべき」と提唱したところである。

また、諸外国においても意匠権の効力範囲として「輸出」を規定している国が多く、意匠法における模倣品対策の強化の観点及び諸外国の制度との国際的な調和の観点を考慮する必要がある。

(2) 検討の内容

意匠権の侵害行為として、「輸出」や「通過」を規定することについて検討を行った。小委員会においては、「通過」を侵害行為とすることはパリ条約との関係で整理が必要であり、規制の実効性にも疑問があるため慎重に考えるべきではないかとの意見や「輸出」を実施行為として規定する場合には、間接侵害行為についても併せて検討すべきとの意見があった。

(3) 対応の方向

意匠の実施行為に「輸出」を追加し、自己の支配下で荷主（生産者、貿易商社等）が国内から国外に商品を送り出す行為そのものを意匠権侵害として規定する。

現行法における考え方

「輸出」について、商品の所有権の移転として捉えた場合、こうした行為が国内において行われる限り、「譲渡」に該当し、実施行為及び使用行為に該当すると考えられる¹。一方、「輸出」について、関税法に定義されているように、内国貨物を外国に向けて送り出す行為（関税法第2条第1項第2号）として捉えた場合、こうした

¹ 特許について『特許法概説 第13版、吉藤幸朔著、熊谷健一補訂（有斐閣）P434』「物の輸出は、特許法上の実施ではない。しかし、実際問題として、輸出が譲渡の概念に含まれる場合が大部分であるので、輸出は譲渡の問題として把握すれば足りる。」

商標について『商標 第6版、網野誠著（有斐閣）P151-152』「輸出は通例引渡し、すなわち貨物に対する現実の支配の移転をとまうから、他人の登録商標を付した商品を輸出する行為は、その限りにおいては商標権の侵害となるといえよう。しかし、国外に搬出された商品についてはわが国における商標権にもとづいて差し押さえることができないことはいうまでもない。なお、輸出専門業者が商品を輸出する行為も、通例、商品の所有権の移転や支配の移転をとまうから、もとより商標の使用行為である。」

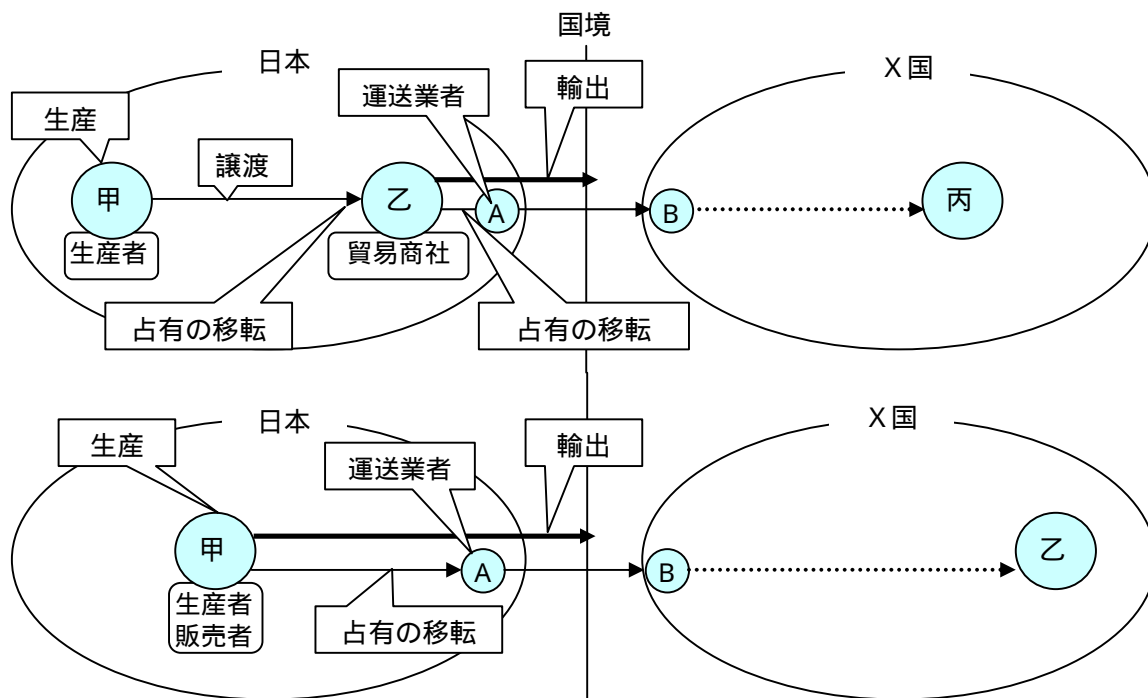
搬出行為そのものは現行法の実施行為には該当しないと理解されている²。

「輸出」を規定する必要性

経済のグローバル化によりインターネット等を利用した越境取引等が活発化する中で、我が国から国外へ意匠権侵害品を送り出すことにより、模倣品を容易に我が国に流通させることが可能となっている。具体的には、国内における譲渡として意匠権侵害に該当することを回避するため、意匠権侵害品を一旦国外へ送り出し、当該国外から個人輸入等の形態を擬装することにより、国内における販売と実質的に同様の結果を生じさせることも可能となっている。こうした場合、実施行為の一つである「輸入」では効果的に模倣品の流入を防止できず、「輸出」行為によって、我が国における意匠権を害する蓋然性が高まっていると考えられる。

このため、意匠の実施行為に「輸出」を追加することにより、自己の支配下で荷主（生産者、貿易商社等）が国内から国外に商品を送り出す行為そのものを意匠権侵害として規定する必要があるのではないかと考えられる。

【新たに輸出として追加される行為】



² 特許について『特許法 第3版、中山信弘編著（青林書院）P35』「輸出自体は実施でないため、国内で生産し譲渡する権原を有する者（たとえば実施権者）の輸出は実施に該当せず、特許権侵害とはならない。」また、東京地裁昭和37年（ヨ）第2397号

商標について『前掲 商標 第6版』「「輸出」とは内国貨物を外国に向けて送り出すことをいう（関税法2条1項2号）のであるから、それ自体が当然商標の使用行為に含まれるとはいえないであろう」

属地主義との関係

産業財産権法における属地主義の考え方については様々な解釈が存在し得るが、いわゆる属地主義は、パリ条約の解釈等により、一国の意匠権の効力が外国に及ばないという趣旨であると解される。

(参考) パリ条約 第4条の2 (各国特許の独立)³

- (1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるか否かを問わない。)において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。
- (2) (1)の規定は、絶対的な意味に、特に、優先期間中に出願された特許が、無効又は消滅の理由についても、また、通常の存続期間についても、独立のものであるという意味に解釈しなければならない。
- (3) (1)の規定は、その効力の発生の際に存するすべての特許について適用する。
- (4) (1)の規定は、新たに加入する国がある場合には、その加入の際に加入国又は他の国に存する特許についても、同様に適用する。
- (5) 優先権の利益によつて取得された特許については、各同盟国において、優先権の利益なしに特許出願がされ又は特許が与えられた場合に認められる存続期間と同一の存続期間が認められる。

こうした観点から、輸出を実施行為に規定することは、属地主義に反するのではないかとの考え方があり得る。

しかし、「輸出」とは、国外に向けた商品の搬送として国内で行われる行為であり、海外における譲渡や引渡等の行為に対して直接的に我が国の意匠権の効力を及ぼすものでもない。むしろ、国内の意匠権の効力については、各国の立法政策に委ねられているものであり、輸出を意匠権侵害行為とすることは、必ずしも属地主義の基本的な考え方を修正するものではないと考えられ、諸外国においても、意匠権の侵害行為として「輸出」を規定する国や税関における取締の対象としている国が存在する。

参考 諸外国における意匠権侵害品の輸出規制

	輸出を意匠法で規定 (特定の条件下で侵害)	輸出を止める行政上の規制 (運用)
米国		
欧州	○	○
英国	登録意匠(○)/非登録意匠(×)	規定なし
独国	○	○
中国	×	○
韓国	×	○

³ パリ条約第4条の2は各国特許の独立について規定している。意匠、実用新案については同条が類推適用される。

(4) 留意点

「輸出の申出」

現行法は、「譲渡若しくは貸渡しの申出」についても意匠の「実施」として規定（第2条第3項）しているが⁴、ここで言う「譲渡若しくは貸渡しの申出」とは、意匠に係る物品の展示や、カタログによる勧誘・パンフレットの配布等を含む概念であると解されている。一方、「輸出」については、こうした展示等の行為を觀念することは困難であることから、敢えて「輸出の申出」を実施行為の一つとして規定する必要性は低いのではないか。

（参考）意匠法第2条第3項

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

間接侵害との関係

現行法は「業として、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為」を侵害とみなす行為として規定（第38条）しており、意匠権侵害物品の製造にのみ用いられる物の輸出も間接侵害に加えるべきではないかとの考え方もある。

しかしながら、意匠権侵害物品の製造にのみ用いられる物が我が国に環流される場合であっても、業として輸入する行為に該当しないケースは想定し難く、輸入の差止等によって十分に対応が可能と考えられる。また、製造のみに用いられる物の輸出を侵害行為とした場合には、結果的に海外における製造行為を我が国の意匠権で規制することとなるため、属地主義の観点から慎重な検討が必要であると考えられる。

したがって、意匠権侵害物品の製造にのみ用いられる物の輸出は間接侵害には該当しないとすることが適切ではないか。

「譲渡等を目的とした所持」との関係

「譲渡等を目的とした所持」は、譲渡等の実施行為の予備行為と位置づけられるものであり、未だ実施行為が行われていない段階であっても侵害という結果が発生する蓋然性が高い行為を間接侵害として規定する趣旨である。このため、実施行為

⁴ 「譲渡若しくは貸渡しの申出」はTRIPS協定28条で特許により与えられる排他的権利として販売の申出が規定されたことを受け、平成6年特許法等一部改正法により実施の定義に追加された。なお、販売ではなく「譲渡若しくは貸渡し」としたのは、従来の特許法等においては、有償の譲渡に相当する「販売よりも広範な概念として有償、無償を問わない」譲渡し、これにより、例えば無償で試供品を配布する行為も特許発明の実施行為としていたためである。（『平成6年改正 工業所有権法の解説（発明協会）』P11より）

に「輸出」を規定する場合には、「譲渡を目的とした所持」と併せて「輸出を目的とした所持」を間接侵害とすることが適切ではないか。

損害賠償額の推定等

現行法第 39 条第 1 項は、意匠権侵害物品の譲渡による損害額について、物品の数量×単位数量当たりの利益額と推定する旨を規定しているが、侵害物品の「譲渡」だけでなく、「貸し渡し」等による損害額についても、本条の算定ルールが妥当する場合には、この考え方を参考にした損害賠償額の算定が可能と考えられる⁵。

一方、「輸出」による損害額については、輸出行為そのものによる損害を算定することが必要であり、例えば、意匠権者が輸出によって海外市場で販売した場合に得られた利益を想定して本条の算定ルールを適用することは属地主義の観点から適切ではないと考えられる。

通過

通過については、国際的な動向や実効性の確保等の観点から慎重に検討を行うことが必要であると考えられる。

⁵ 『平成 10 年改正 工業所有権法の解説』P18

3．税関における部品の取り外し

(1) 問題の所在

現行の関税法においては、意匠権を侵害する物品に該当するか否かの認定手続が執られた侵害疑義物品であっても、輸入者が通関前に加工等を行うことが可能となっている。このため、輸入者が通関前に意匠権侵害疑義物品から部品等を取り外し、意匠権非侵害物品として通関し、輸入後市場に流通している修理部品等を付加して復元することにより、意匠権侵害物品として販売する脱法行為が可能となっているとの指摘がある。

(2) 検討の内容

意匠権の間接侵害行為として、意匠権侵害物品に容易に回復可能である状態の物品を十分な知識を有しながら製造、譲渡、輸入等する行為を規定すべきか検討を行った。小委員会においては、「十分な知識を有する」との内容を明確にすべきとの意見があった。

(3) 対応の方向

現行法第37条において、意匠権者は自己の意匠権を侵害するおそれがある者に対して侵害の予防を請求することが可能とされている。このため、輸入者が通関前に意匠権侵害疑義物品から部品等を取り外す場合であっても、輸入者が通関後に再び部品等を付加して意匠権侵害物品を製造、譲渡するおそれがある場合には、民事訴訟を提起し、輸入差止請求や廃棄請求が行うことができると考えられる。

また、平成16年4月からは、水際における意匠権侵害疑義物品の認定手続において、輸入者の氏名等が意匠権者に通知されることとされており、仮にこうした脱法行為により通関後に再び部品等を付加して意匠権侵害物品が製造、譲渡された場合には、こうした情報を活用しつつ、意匠権の侵害行為として差し止めることが可能となっている。

一方、意匠権侵害物品に容易に回復可能である状態の物品を製造、譲渡、輸入等する行為を間接侵害として規定した場合、国内において未完成の物品を製造、譲渡する行為も要件を満たせば意匠権侵害となることから、これらの行為を規制する必要性を含め、実態を精査した上で更に検討を行うことが必要であると考えられる。

また、併せて、こうした間接侵害を規定する場合には、水際規制における実効性等についても検討を行う必要があると考えられる。

4．意匠の類似の範囲の拡大

(1) 問題の所在

意匠の類似の範囲については、意匠の類否判断の際に狭く解釈される場合があり、登録意匠及びこれに類似する意匠として保護される範囲が十分ではないのではないかとの指摘がある。また、その判断手法や基準が必ずしも明確ではなく、積極的な意匠権の行使や活用につながっていないのではないかとの指摘がある。

(2) 検討の内容

意匠の登録要件や意匠権の効力範囲に係る類似について、より広く解釈できるように類否の判断の視点を一般需要者とするべく、意匠法の改正等において明確化することを検討した。小委員会においては、諸外国の法制を参考に、類似の規定そのものを見直すことも検討し得るのではないかと意見があった。また、類似概念の考え方については、もともと意匠の創作には一定の幅があるとの考え方と、敢えて創作の幅として登録意匠の周囲に規定したとの考え方があり、一般需要者の視点を基準として規定しても、同じ問題が残るのではないかと意見があった。

(3) 対応の方向

類似概念の視点をより明確化するために、最高裁判例（最二小判昭49年3月19日民集28巻2号）を前提として、意匠の類否判断の視点が一般需要者であることを何らかの形で確認することが適切ではないか。

(4) 留意点

類似概念の維持

現行法においては、意匠に関して類似の概念により一定の幅をもったものとして保護を行うという考え方が定着しており、引き続き、類似概念を維持することが適切ではないか。

審査判断の明確化

審査基準の見直しを行い、新規性及び先後願に関する類否判断については、拒絶理由通知に、引例と出願意匠の評価を踏まえた共通点、差異点の認定、一般需要者による意匠の視点を踏まえた出願意匠の特徴点を簡潔かつ具体的に記載するとともに、審査判断の材料とした関連する参考意匠を添付して審査判断の明確化を行うことが適切ではないか。

類否判断の主体の明確化

一般に、当業者や創作者は専門家として細かい視点で意匠を評価することから、意匠の類否も細くなる傾向がある。このため、類否判断の主体を一般需要者の視点とすることにより、仔細な差異を評価する傾向のある当業者の視点を排除し、一定程度広い類否判断を行う傾向のある需要者の視点から、意匠の類似を広く解釈することが可能となるのではないか。

（参考）各国の保護要件、権利範囲と判断主体

	欧州	米国	日本
保護要件	新規性（実質同一）	新規性（実質同一）	新規性（同一又は類似）
	-	平均的な観察者	一般需要者
	独自性	非自明性	創作非容易性
	情報に通じた使用者	通常のデザイナー	当業者
権利の効力範囲	異なった全体的印象を与えない意匠に及ぶ	購入者が通常払う注意により、双方の意匠が実質的に同一であり、その類似性が、通常の観察者を欺瞞し、一方を他方のデザインと考え、購入するように誘導する意匠に及ぶ	同一又は類似の意匠に及ぶ
	情報に通じた使用者	通常の観察者	一般需要者

5．意匠権の物品間の転用までの拡張

(1) 問題の所在

市場で成功した商品のデザインを他の物品のデザインとして取り入れて模倣をする事例があるが、意匠の類似は、同一又は類似する物品間で判断されるため、現行の意匠権では十分に対抗・対応できないとの指摘がある。

(2) 検討の内容

意匠権の効力範囲として、登録意匠の形態を登録意匠に係る物品と非類似の物品に転用する行為を規定することについて検討を行った。また、この際、登録意匠への依拠性や登録意匠の周知性を要件とすることについて検討を行った。

(3) 対応の方向

意匠法は、意匠の保護及び利用を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって産業の発展に寄与することを目的としており、創作された意匠を独占的に製造、使用、譲渡等する権利を財産権として付与する制度である。

一方、市場で成功した商品のデザインを他の物品に転用する行為は、デザインに化体した需要者の評価や信用が存在する場合に、第三者がこうしたデザインを模倣することにより、市場における評価や信用を利用しようとするものであると考えられる。

このため、意匠法において、依拠性や周知性を要件としつつデザインの転用行為を保護対象とすることは、意匠の創作という知的創作活動の保護を超え、当該デザインの信用や評価を保護することとなり、意匠法の制度趣旨と整合しないと考えられる。さらに、こうした転用行為を権利として保護した場合、本来は何らの関連性もない業界間で不測の権利行使が行われることとなり、産業の発展に寄与するという意匠法の目的とも整合しないと考えられる。

こうしたことから、意匠法における権利範囲を非類似の物品にまで拡大することについては慎重な検討が必要であると考えられる。

なお、不正競争防止法においては、他人の著名な商品等表示を自己の商品等表示として使用することが不正競争行為とされており（第2条第1項第2号）、商品等表示には商品のデザインといった外観をも含むと解釈されている。このため、市場で成功した商品のデザインを他の物品に転用する場合であっても、それが商品等表示として使用されている場合には、当該デザインに化体した評価や信用を保護することが可能となっている。

．意匠権の強化

１．意匠権の存続期間の延長

(1) 問題の所在

優れたデザインのロングライフ商品や、リバイバル・ブームによって再度商品化されるものなど、魅力あるデザインは長期間にわたり付加価値の源泉となっているとの指摘がある。このため、設定の登録の日から 15 年と規定されている意匠権の存続期間について、より長い期間の保護が求められている。

(2) 検討の内容

発明が、あまりに長期間の独占権を与えることにより、技術開発を通じた技術の向上を阻害するのに対し、意匠は、審美的な観点から保護されるものであるため、存続期間を長くすることによる弊害は小さいと考えられる。

そこで、意匠権の存続期間について、現行の「登録日から15年」を「登録日から20年」に延長することについて検討を行った。

小委員会においては、実際にデザインに対する関心は30年程度持続されることがあり、できるだけ長い保護期間が望ましいとの意見があった。また、権利の存続期間を延長する場合には、コスト低減の観点から料金体系を検討すべきとの意見があった。

(3) 対応の方向

意匠権の存続期間について、現行の「登録日から 15 年」を「登録日から 20 年」に延長する。

(4) 留意点

権利の存続期間の考え方

意匠権の存続期間の延長については、出願人間の公平性、第三者との関係を考慮しつつ、検討する必要がある。こうした観点から、権利の存続期間を 20 年以上とした場合には、改正法施行前にされた出願と施行後にされた出願で権利期間が大幅に異なることとなり、現行法の権利期間の保護を受ける出願人と比較してバランスを失うこととなるのではないかと。(なお、昭和 34 年法制定により、登録日から 10 年から 15 年に延長。)

既登録意匠に係る権利の存続期間

改正法施行前に出願された登録意匠について存続期間の延長を認めることとすると、存続期間満了による権利消滅にあわせて実施の準備をしていた第三者が不測の損害を蒙ることになるため、既登録意匠に係る権利の存続期間は延長しないこととする。平成 16 年に実用新案登録の存続期間の延長を行った際も、同様の観点か

ら、施行日以後の出願から改正法を適用することとしている。

なお、平成 6 年の特許法改正においては、TRIPS 協定を遵守するため権利期間の変更（「出願公告の日から 15 年」から「出願日から 20 年」に変更）をした際、改正法施行前に出願された特許権にも改正法を適用することとしていた。しかし、これは、TRIPS 協定第 70 条第 2 項において、協定適用の際に存在するもの（特許権、特許庁係属中の出願）については、協定が定める保護（TRIPS 協定第 33 条：出願日から 20 年以上）を付与すべきとされたためである。

（参考）諸外国における意匠権の存続期間

日本	登録より 15 年
欧州共同体登録意匠	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
英国登録意匠	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
ドイツ	出願日より 25 年間
フランス	出願日より 5 年間。更新により最長 25 年間
米国	登録より 14 年間
韓国	登録より 15 年間
TRIPS 協定	保護期間は少なくとも 10 年

2．刑事罰の強化

(1) 問題の所在

近年の意匠権の損害賠償請求における認定損害額の高額化を踏まえ、意匠権侵害に対する抑止効果を高めるため、意匠権侵害に係る刑事罰を厳格化することが必要との指摘がある。また、多くの事件では執行猶予付きの懲役刑が科せられ罰金刑は科されないことから、経済的制裁に欠けるとの指摘がある。

参考 知的財産権侵害事犯の検挙状況（平成 11 年～15 年）

	11		12		13		14		15	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総数	691	407	829	399	655	371	642	412	789	407
商標法	382	250	504	252	417	253	476	287	542	271
不正競争防止法	13	15	19	8	40	17	15	5	15	20
著作権法	296	142	304	136	187	82	147	115	229	110
特許法	0	0	1	2	3	7	2	2	2	4
意匠法	0	0	0	0	7	10	2	3	0	0
実用新案法	0	0	1	1	1	2	0	0	1	2

参照：『平成 16 年警察白書』

参考 損害賠償請求における認定損害額 百万円以下は四捨五入

	特許権	実用新案権	意匠権	商標権
平均	1 億 8 千 3 百万	3 千 5 百万	3 千 7 百万	2 千 百万
最大	30 億 5 千 9 百万	1 億 9 千 8 百万	4 億 5 千 百万	2 億

参照：『平成 15 年度我が国経済構造に関する競争政策的観点からの調査研究報告書』知的財産研究所

(2) 検討内容

意匠権侵害罪を、「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引き上げ、さらに懲役刑と罰金刑の併科を導入することについて検討を行った。また、両罰規定における法人重課について、現行法の1億円から1億5千万円に引き上げることにについて検討を行った。

(3) 対応の方向

刑事罰の引き上げ

意匠権侵害罪に係る刑事罰の量刑は、特許権や商標権に係る刑事罰（5 年以下の

懲役又は 500 万円以下の罰金)と比べて低く設定されている。しかしながら、近年、企業戦略におけるデザインの重要性が高まる中で、意匠権の損害賠償請求における認定損害額も商標権に係る損害額を上回る程度まで高額化している。

このため、刑事罰の強化により抑止効果を高める必要性、及び他の産業財産権法との均衡の観点から、意匠権侵害罪に係る刑事罰を「3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金」から「5 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金」に引き上げることが適切であると考えられる。

懲役刑と罰金刑の併科

意匠権侵害事件において、多くの事件では執行猶予付きとなり、さらに併科規定がないため罰金が科せられないため、経済的制裁に欠ける処罰となっている。一方、意匠権侵害罪は財産権の侵害であり、経済的利得を目的として行われることが多いことを考えると、抑止効果を高めるためには、罰金刑と懲役刑の併科を科することが必要であると考えられる。また、平成 16 年に著作権法、平成 17 年には不正競争防止法において、懲役刑と罰金刑の併科が導入されたところである。

こうしたことから、刑罰の抑止効果を高めため、意匠権侵害罪についても懲役刑と罰金刑の併科を設けることが適切であると考えられる。

法人重課の強化

意匠法における現行の 1 億円以下の罰金額は、平成 10 年の特許法等一部改正法において、法人重課の規定を導入するとともに設定されたものであり、その罰金額については、産業財産権各法における侵害罪に係る罰金額を前提に、法人と自然人の資力格差に鑑みて決められたものである。

不正競争防止法において、法人重課が 3 億円とされており、今般、商標権侵害罪等についても法人重課の引き上げが検討されているところ、意匠権の法人重課についても、3 億円以下の罰金に引き上げることが適切ではないかと考えられる。

参考 知的財産権関連法の刑事罰

不正競争防止法 (2条1項1号、2号)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科
	両罰規定 3億円以下
著作権法 (著作権侵害)	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金、又は併科
	両罰規定 1億5千万円以下
特許法	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
	両罰規定 1億5千万円以下
意匠法	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
	両罰規定 1億円以下
商標法	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
	両罰規定 1億5千万円以下

参考 諸外国の刑事罰

	刑罰内容	併科
米国	規定なし	規定なし
英国	規定なし	規定なし
仏国	懲役2年及び15万ユーロの罰金	○
独国	3年以下の懲役刑若しくは罰金 商業的な行為の場合、5年以下の懲役又は罰金	×
韓国	7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金 法人の場合、3億ウォン以下の罰金	×

5百万ドル 5億7千5百万円(115円/\$)

15万ユーロ 2千7十万円(138円/ユーロ) (平成17年10月現在)

．画面デザインへの保護対象の拡大

(1) 問題の所在

近年の情報化の進展や技術発展等を背景として、家電や情報機器といった分野においては、画面上に表示される様々なインターフェイスを機器に組み込んだ新たな製品が開発され、こうした画面デザインの創作も製品のデザイン要素として重要なものとなりつつある。すなわち、従来、家電製品や情報機器の機能を実現するために、スイッチやつまみのような物理的な部品が用いられてきたが、これを電子的な画面上のインターフェイスに置き換え、画面デザインと機器が一体となって機能を発揮する製品が一般化しつつある。

一方、現行の意匠制度においては、一定の要件を満たす画面デザインのみが限定的に保護されており、上記のような製品の質的な変化によって新たに創作される画面デザインが適切に保護されていないとの指摘がある。

(参考) 著作権法による画面デザインの保護

著作権法においては、保護対象である著作物は思想又は感情を創作的に表現したものであることが必要であるが、画面デザインについては創作者の個性の表現を直感・感得しにくい場合が多く、画面デザインの著作物性が認められたとしても、その創作性は低く評価されデットコピーに近いものでなければ侵害と判断されない場合が多いと考えられる。

(2) 検討の内容

画面デザインの中で、操作性を有する画面デザインを物品として捉え、意匠法における保護対象として拡大することについて検討を行った。具体的には、操作性を有する一画面を意匠法第2条第1項に規定される物品と同様のものとみなし、その操作部分及び領域等の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を新たな保護対象とする案を提示して検討を行った。

小委員会においては、画面デザイン保護の必要性、操作画面によって保護される範囲、物品の定義との関係等が不明確ではないかとの意見や、画面デザインに係る意匠権への抵触を調査しつつ短期間で創作活動を行うのは困難な場合があるとの意見があった。一方、操作性や機能性の有無にかかわらずデザイナーの製品として流通しており、画面上のデザインをもっと広く保護すべきとの意見があった。また、操作画面を要件とする現行案は解釈により保護対象の特定は十分に可能であり、保護の実効性という観点からも適切ではないかとの意見があった。さらに、画面デザインの保護に当たって操作性の要件を課す場合には、具体的に何が保護対象となるか詳細な説明が必要ではないかとの意見もあった。

(3) 対応の方向

現行法における取り扱い

意匠法においては、1980 年代、液晶等による表示部を有する家電製品が広がりを見せ始めた事を受け、「物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準」を作成、公表し、その表示部に現れる図形等について一定の要件を満たすものだけに意匠を構成する要素として認めるよう意匠審査の運用変更を行った。

その後、この審査基準の考え方を願書及び図面の作成方法として具体化するため、「液晶表示等に関するガイドライン」を平成 5 年 3 月に公表し、平成 10 年の意匠法改正により部分意匠制度が導入されたことを受けて、平成 14 年 2 月には同ガイドラインを改訂し、部分意匠として液晶表示を保護する際の考え方を明確化した⁶。

上記のガイドラインにおいては、物品の表示部に表示される画面デザインが、その物品の成立性に照らして不可欠であり、その物品自体が有する表示機能のみから表示されており、変化の態様が一定の範囲に特定しているとの要件を満たすもののみが意匠の構成要素として保護対象となっている⁷。

このため、現行法においては、初期画面など、物品の成立性に照らして不可欠な画面デザインであって、その物品自体の表示部に表示される画面デザインのみが保護対象とされている。

● 従来の保護対象



⁶ これらのガイドラインにおいて示された考え方は、現在、「意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン」(平成 14 年 1 月)の一部として継承されている。

⁷ 「物品分野別審査基準 2. 物品の表示部に表示される図形等に関する意匠の審査基準、液晶表示盤の画素に関する意匠の審査基準」意匠審査基準室 昭和 61 年 3 月

諸外国における画面デザインの保護の在り方

(ア) 物品性を離れた保護（欧州）

欧州共同体意匠規則においては、製品の全体又は一部の外観が保護対象とされており、「製品」の概念には、グラフィック・シンボルを含むと定義されている。このため、グラフィック・ユーザー・インターフェイスやアイコン等から構成される画面デザインが保護対象となるだけでなく、２次元のデザイン全般が、「物品性」から離れ、「製品」として保護対象となっている。

しかしながら、こうした２次元のデザインが画面デザインに応用された場合、こうした画面デザインを使用するソフトウェアそのものに影響が及ぶこととなるため、慎重な検討が求められる。すなわち、一つのソフトウェアにおいて用いられる画面デザインは無数に存在し得るところ、それらの画面の一つが他人の意匠権を侵害する場合であっても、ソフトウェア全体が侵害を構成する可能性が指摘されている。また、問題となった画面デザインを画面に表示できないようソフトウェアを修正する場合、こうした修正にはソフトウェアそのものだけでなく、関連するＯＳインターフェイスやミドルウェアの修正を必要とする等、膨大な費用を要するケースがあり得ることが指摘されている。

こうしたことから、物品性を離れ、ソフトウェア等の無体物を構成する画面デザインを広く保護対象とする場合には、保護によるメリットとソフトウェアの特殊性から生じるデメリットのバランスを慎重に検討することが必要である。

(イ) 物品性を基本とした保護（米国）

米国意匠特許法においては、製造物品のための装飾的デザインが保護対象とされているが、画面上に表示されるデザインであっても、物品（表示画面）に具現化されていれば、意匠特許の保護対象となりうる。このため、あくまでも物品性を前提としつつ、「コンピューター表示画面上のアイコン」との物品名を認めるなど、物品の解釈・運用は弾力的に行われている。

しかしながら、こうした方法による場合には保護対象が無限定に拡大するとの問題点に加えて、意匠権を実際に行使する場合に何を差止対象とすべきか明らかではないとの問題点がある。なお、米国においては、実際の紛争事例が存在しないことから、こうした点がどのように扱われるかは今後の運用に委ねられている。

我が国における画面デザイン保護の考え方

諸外国における画面デザインの保護の在り方を踏まると、我が国における画面デザインの保護に当たっては、機器等の物品の一部を構成する画面デザインを対象とすることにより、保護される直接の対象が当該機器等の「物品」であることを明確

にするとともに、当該物品の部分として画面デザインを保護することが適切であると考えられる。

一方、こうした機器等の一部を構成する画面デザインは、現行法においても一定程度の保護がなされており、初期画面など、物品の成立性に照らして不可欠な画面デザインであって、その物品自体の表示部に表示される画面デザインが保護対象とされている。

しかしながら、近年、画面デザインを活用した機器は多様な機能を有するものとなっており、現行の意匠法において保護対象となっている初期画面にとどまらず、物品の機能に応じて様々な画面デザインが組み込まれ、個々の機能を発揮する際に必要に応じて画面上に呼び出され表示される。また、こうした画面デザインが、機器本体に付属した表示部だけでなく、機器と接続された汎用途の表示機器に表示されるものも増加している。

このため、こうした画面デザインも新たに意匠法による保護対象とすることにより、画面デザインの創作を適切に保護していくことが必要であると考えられる。

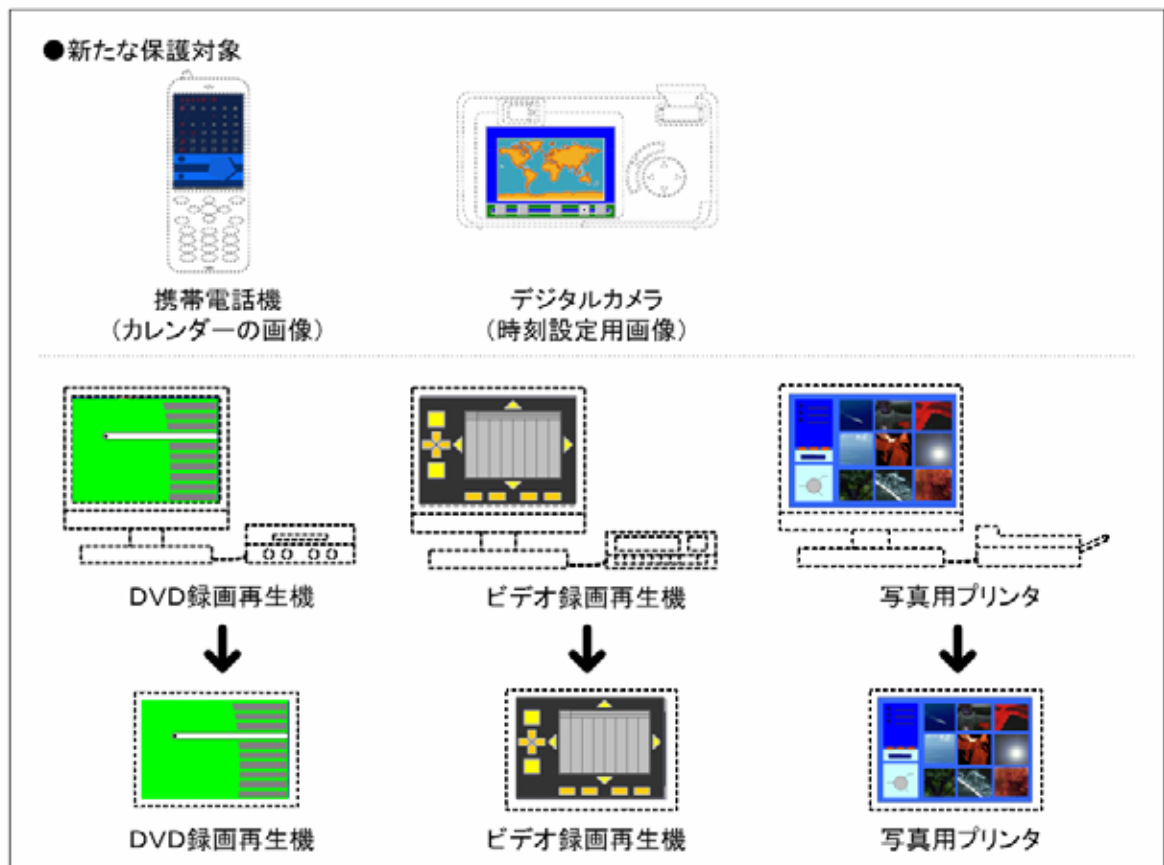
（参考）画面デザイン保護に係る各国比較

	意匠の定義	画面デザインの保護
米国	製造物品のための装飾的デザイン	○ (運用) 画面上に表示するデザインでも、物品(画面)に応用又は具現化されていれば保護対象となる
欧州	製品の全体又は一部の外観 (製品には、グラフィック・シンボルを含む)	○ グラフィック・ユーザー・インターフェイス及びアイコンが製品として保護される
韓国	物品の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合	○ (運用) 画面デザインが物品に一時的に具現される場合にも、その物品は画面デザインを表示した状態で工業上利用できる意匠と取り扱う
日本	物品の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合	(運用)

新たに保護対象となる画面デザイン

家電や情報機器等の分野においては、画面上に表示される様々なインターフェイスと機器が一体となって製品の多様な機能を実現するものが増加しており、こうした画面上のインターフェイスのデザインは、製品の外観のデザイン要素として重要なものとなりつつあると考えられる。

このため、物品の成立性に照らして不可欠な画面デザイン以外にも、物品の一部の機能を実現するために機器の表示部に表示された画面デザインを物品の部分として保護をするものとする。また、物品自体の表示部に表示される画面デザイン以外にも、外部の汎用途の表示機器に表示される画面デザインを保護対象とするものとする。



保護対象とはならない画面デザイン

技術やデザインについて産業財産権としての保護が認められるためには、財産権の対象としてその範囲が客観的に特定されることが必要である。したがって、画面デザインを含む意匠の創作が財産権の対象として認められるためには、市場で流通する有体物を基礎としつつ、物品としてのまとまりや客観的な対象範囲の特定が必要となる。

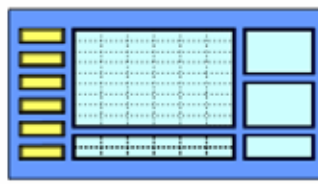
こうした観点から、パソコンのような多機能を前提とした機器に内蔵される画面デザインや、汎用途の表示機器に表示される画面デザインは、物品を把握するための基礎となる用途及び機能から物品の外延を特定できず、意匠の範囲が際限なく広がる可能性があるため、一の意匠権の対象としては適切なものとは言えないと考えられる。

したがって、パソコンにインストールされたアプリケーションの画面やインターネットを通じて表示された画面、又は、汎用途の表示機器に表示される映画の映像等は保護対象外とすることが適切であると考えられる。

(保護の対象とならないもの)



音楽映像再生ソフト用画像



会計ソフト用画像



ウェブページの画像

意匠の定義

現実の製品概念が画面デザインを利用することにより機能性の拡張に伴い拡大していることに考慮すれば、意匠法上の物品概念も拡大しているとの解釈も可能ではあるが、物品の概念の拡大解釈を運用上認めた場合、その対象領域が不明確なものとなる懸念があると考えられる。

このため、新たに保護を拡充する範囲について、一定程度の限定的な解釈が可能となるよう、物品の概念について意匠の定義において規定することが適切であると考えられる。

(4) 留意点

意匠に係る物品の記載内容

画面デザインの意匠登録出願に係る手続きについては、画面デザインを物品の部分として保護することから、現行の意匠法における部分意匠の意匠登録出願の手続きを踏襲するものとする。意匠に係る物品の欄には、その物品の部分が当該画面デザインに対応する物品の区分名を記載するものとする。

意匠権侵害

意匠権者は、登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業として製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しのための申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為の停止又は予防をすることができる（意匠法第2条第3項、第23条、第37条第1項）。

画面デザインを物品の部分として保護することから、画面デザインに関する意匠権侵害については、現行の部分意匠制度における意匠権の権利行使と同様の考え方となる。すなわち、画面デザインに関する意匠権侵害行為としては、意匠権者の許可を得ずに当該画面デザインを部分とする登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を業として製造、使用、譲渡等する行為が該当するものとなる。したがって、DVD再生記録機器に関する画面デザインの場合は、当該画面デザインを表示することができるDVD再生記録機器を業として製造、使用、譲渡等する行為が意匠権侵害行為となる。

なお、画面デザインが、物品そのものの表示部に表示されておらず、接続されている汎用の表示機器に表示されている場合については、当該表示機器を業として製造、使用、譲渡等する行為が侵害となるのではなく、当該意匠権に係る「意匠に係る物品」にあたる物品、すなわち、画面デザインを構成するソフトウェアが内蔵され、当該画面デザインを部分とする登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造、使用、譲渡等を禁止するものとする。

．意匠登録手続の在り方

１．関連意匠制度の見直し

(1) 問題の所在

市場で成功した商品について、基本的な特色は残しながらも後日のデザインバリエーションを追加するなどの開発の実態があるが、現行の意匠法では後日の改良意匠が保護されないとの指摘がある。

(2) 検討の内容

後日に出願された改良意匠についても、本意匠の審査係属中であれば、関連意匠として登録できるようにすることについて検討を行った。

小委員会においては、2年又は4年程度のタイミングでデザインの変更を加える場合があり、後日の改良意匠の保護を可能とする時期は4年程度又は本意匠の存続期間中にすべきとの意見があった。また、この背景として、関連意匠登録により、一部デザインを模倣する者への牽制効果や税関における差止めを容易にする効果があるとの指摘があった。一方、類似意匠制度を廃止した平成10年改正の経緯からも、新規性の例外を認めてまで後日の改良意匠の保護を認めることは、以前の混乱を復活させることになるのではないかと意見があった。また、模倣品の差止めを容易にするためには、判定等を利用することも可能ではないかと指摘があった。

(3) 対応の方向

現行制度で同日出願とされている関連意匠について、本意匠の公報発行までの期間であれば後日の出願による登録を認めるよう時期的制限を緩和する方向で検討する。

(4) 留意点

出願の時期的制限

関連意匠出願の時期的制限については、本意匠の審査係属中とする考え方もあるが、本意匠の登録査定の際の本送達という出願人に予期できない事実によって期間が満了するという問題点が存在することから、本意匠の公報発行までとすべきではないか。

本意匠の公報発行までの期間とした場合には、本意匠の登録査定の際の本送達からなお時間的猶予があることから（本送達から登録まで 30 日 + 登録から公報発行までの期間）、出願人における関連意匠出願の準備期間を一定程度確保することが可能であると考えられる。

なお、公報発行までとした場合、秘密意匠に関する扱いが問題となるが、秘密意匠と関連意匠とはその趣旨・目的が異なり、関連意匠の出願期間について、秘密意

匠とその他の通常意匠との間で差異を設ける必然性がないことや、秘密意匠においても願書及び図面等を除いた事項について意匠公報への掲載がなされること（第 20 条）から、通常意匠と同様に同公報発行時までとすることが適当と考えられる。

後日出願を認める考え方

関連意匠の出願を認める期間設定については、出願人側の後日出願の必要性和、後日出願に伴い懸念される第三者への影響等とのバランスを考慮する必要がある。この点、関連意匠の後日出願については、本意匠の公報発行以降であっても、新規性（第 3 条）の例外として、数年間又は本意匠の権利存続期間中であれば認めるような時期的制限を緩和すべきとの意見も存在する。

しかしながら、関連意匠に係る後日出願を長期に渡って許容する場合、本意匠出願と関連意匠出願の中間に介在する他人の出願意匠や公知意匠の存在により、本意匠・関連意匠・公知意匠等が錯綜し、各々が抵触関係に立つ蓋然性が高まるとの問題点が存在する。

また、後日の関連意匠登録によって、結果的に本意匠の権利範囲を拡張する効果が発生することとなるため、意匠公報の発行により登録意匠にかかる効力範囲を確定・周知し、権利侵害の予測可能性を確保するとの機能が低下するとともに、第三者の監視負担が増加することも懸念される。

こうしたことから、関連意匠に係る出願については、現行制度と同様にあくまでも先願（第 9 条）の例外として位置づけることが適切であると考えられる。

意匠権の類似範囲

意匠権の効力は類似範囲にまで及ぶこととされており（第 23 条）、本意匠と類似関係に立つかぎり、改良意匠についても本意匠に係る意匠権の効力が及ぶことが原則である。

一方、意匠権の類似範囲については、一概に判断することが困難な場合もあることから、本意匠からマイナー・チェンジを行った意匠が本意匠の類似範囲に含まれるか否か明らかでない場合も存在する。このため、税関における模倣品差止めを実効的に行うとの観点から、登録意匠の類似範囲について特許庁長官に対する意見照会を可能とする制度（関税定率法第 21 条の 4）が導入されており、こうした制度を活用することで水際における意匠権の効果的な活用が可能であると考えられる。また、国内において流通する模倣品対策の場面においても、判定制度（第 25 条）を活用することにより、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について、法的拘束力を有するものではないものの、特許庁の判断を求めることが可能となっている。

2．部品及び部分意匠の保護の在り方の見直し

(1) 問題の所在

デザイン開発では、先に製品全体の外観デザインが完成した後に個々の構成部の詳細なデザインが決定されていく実態があるが、現行の意匠法では先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠は保護されず（第3条の2）、部品のデザインが十分に保護されない場合があるとの指摘がある。

(2) 検討の内容

先願意匠の一部と同一・類似の後願意匠であっても、出願が先願の登録公報発行前であって同一出願人によるものであれば、登録を認めることについて検討を行った。

小委員会においては、出願が先願の登録公報発行前であって、同一創作人によるものである場合も含めるか否かについて、権利関係の錯綜を避けるという本規定（第3条の2）の趣旨からは、含めるべきではないとの意見があった。また、全体意匠と部分意匠の関係や、全体意匠からの分割についても検討が必要ではないかとの意見があった。

(3) 対応の方向

先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠であっても、先願意匠の出願日の翌日から公報発行までの期間であれば、同一出願人の場合に登録を認めることとする。

(4) 留意点

意匠登録出願の分割

意匠登録出願の分割の規定（第10条の2）は、一意匠一出願の要件（第7条）に違反する出願について、包含される意匠を分割出願した場合に、新たな意匠登録出願を元の意匠登録出願の時にしたものとみなす規定である。一方、一意匠一出願の要件を満たす意匠登録出願を分割して、構成部品の意匠又は部分意匠を分割出願した場合、出願日が遡及することにより、先後願関係が過度に複雑化する懸念がある。このため、こうした分割は適法な手続とは認められず、新たにした意匠登録出願は分割のあった時にしたものと取り扱われている。

他方、上記の対応の方向により、部品等に係るデザインの適切な保護を図ることが可能であり、分割制度に関する現行の運用を変更する特段の事情がないことから、意匠登録出願の分割の規定については特段の変更を行わず、第3条の2の規定を改正することにより対応することが適切であると考えられる。

3．秘密意匠制度の見直し

(1) 問題の所在

秘密を請求できる時期が意匠登録出願時に限られているが、審査が早くなったため、商品の発売よりも早く意匠公報が発行され、商品の広告・販売戦略等に支障が出るとの指摘がある。

(2) 検討の内容

出願意匠の秘密を請求できる時期を出願時に限らず、審査の進捗状況に従って請求可能とすることについて検討を行った。

(3) 対応の方向

意匠登録出願と同時に行うこととされている秘密意匠の請求を、第1年分の登録料の納付時まで行うことを可能とする。これにより、出願人へ登録査定の際に送達された後にも秘密の請求の機会を設ける。

参考 各国の制度比較

	米国	欧州	日本
秘密意匠制度	×	○	○
秘密期間	-	出願日から 最大30ヶ月	登録日から 最大3年
手続時	-	出願時	出願時

4．新規性喪失の例外規定の見直し

(1) 問題の所在

新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、出願から14日以内に適用の要件を満たす事実を証明する書面を提出することが求められているが、第三者からの証明を受けることに時間を要するため、この期間では十分ではないとの指摘がある。

(2) 検討の内容

適用を受けることができる意匠であることを証明する書面の提出期間を出願日から14日以内から30日以内に延長することについて検討を行った。

小委員会においては、新規性喪失の例外期間（グレースピリオド）そのものについて、欧米との制度調和との観点からは、現行の6ヶ月を1年に延長すること及び証明書の提出義務の緩和も検討すべきではないかとの意見があった。

(3) 対応の方向

出願人の準備期間を確保しつつ、特許庁において審査処理を迅速的確に遂行するため、出願の日から14日以内とされている証明書の提出期間を、出願の日から30日以内とすることが適当であると考えられる。

(4) 留意点

新規性喪失の例外期間の延長

現行制度では、新規性喪失の例外に該当するか否かを審査段階で明らかにすることにより、権利の安定性の確保を図っている。一方、現行の意匠審査が約7ヶ月（FA期間）で行われている中でグレースピリオドを1年に延長した場合、新規性喪失の例外に該当するか否かが明らかになる前に他人が意匠登録を行うことが可能となり、権利の安定性を害する懸念があると考えられる。

なお、米国の特許（意匠）法においては、1年間のグレースピリオドが認められているが、これは先発明主義とも関連した制度であり、我が国の制度とは趣旨を異にするものであると考えられる。また、欧州共同体意匠規則における1年間のグレースピリオドは、出願時に新規性の要件の審査を行わない無審査制度を前提とした制度であり、これら外国の制度をそのまま我が国の制度に取り入れることは適当ではないと考えられる。

新規性喪失の例外に係る証明書の提出

証明書の提出義務の緩和については、仮に、証明書の提出を事前に行わず、拒絶理由通知を受けた際や無効審判請求がなされた際に提出することとした場合、時間の経過により十分な証拠が得られないおそれが生ずる場合が生ずると考えられる。

また、拒絶理由通知に関する手続の増大から、審査遅延といった影響も懸念される。
 こうしたことから、証明書の提出義務を緩和することは適当ではないと考えられる。

参考 各国の制度比較表

	米国	欧州	日本
グレースピリオド (新規性喪失の例外)	○	○	○
適用期間	1年	1年	6月
適用の請求時	登録要件又は権利 の有効性が問われ たとき	権利の有効性が問 われたとき	出願時
証明時	登録要件又は権利 の有効性が問われ たとき	権利の有効性が問 われたとき	出願の日から 14日以内